

# 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の概要

## 1 概要

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）に定められる手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として 3 年ごとに見直しが行われているところであり、平成 29 年度は見直し年度に該当するため、手数料の標準額の見直しを行い、以下のような改正を行うもの。

## 2 改正内容

- ・ 人件費単価又は物価水準の変動に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務及び事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務に係る手数料の標準額について改定を行う。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 12 条の 7 の規定に基づき二以上の事業者が産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合の都道府県知事の認定の申請に対する審査に係る手数料の標準額を新たに定める。  
具体的な改正の内容は別表のとおり。

## 3 施行期日

施行日 平成 30 年 4 月 1 日

（ただし、消防法に基づく危険物取扱者試験の実施、消防設備士試験の実施等に関する事務に係る改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日）

(別表)

事務名	現行金額	見直し後金額
<b>○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係</b>		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	11,000	9,900
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査	15,000	13,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の申請に対する審査(同時申請の場合)	11,700	10,000
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査(同時申請による減額分)	8,000	8,700
<b>○消防法・消防法施行令・危険物の規制に関する政令関係</b>		
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査	530,000	570,000
同 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量1,000k1以上5,000k1未満	830,000	880,000
同 貯蔵最大数5,000k1以上10,000k1未満	1,010,000	1,070,000
同 貯蔵最大数量10,000k1以上50,000k1未満	1,120,000	1,200,000
同 貯蔵最大数量50,000k1以上100,000k1未満	1,420,000	1,520,000
同 貯蔵最大数量100,000k1以上200,000未満	1,660,000	1,780,000
同 貯蔵最大数量200,000k1以上300,000未満	3,880,000	4,070,000
同 貯蔵最大数量300,000k1以上400,000未満	5,100,000	5,340,000
同 貯蔵最大数量400,000k1以上	6,290,000	6,490,000
同 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 貯蔵最大数量1,000k1以上5,000k1未満	1,130,000	1,180,000
同 貯蔵最大数量5,000k1以上10,000未満	1,340,000	1,410,000
同 貯蔵最大数量10,000k1以上50,000k1未満	1,500,000	1,580,000
同 貯蔵最大数量50,000k1以上100,000未満	1,830,000	1,940,000
同 貯蔵最大数量100,000k1以上200,000k1未満	2,140,000	2,260,000
同 貯蔵最大数量200,000k1以上300,000k1未満	4,350,000	4,550,000

同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,570,000	5,820,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	6,770,000	7,070,000
同 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	5,750,000	5,930,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上 500,000k1 未満	7,250,000	7,470,000
同 貯蔵最大数量 500,000k1 以上	10,700,000	10,900,000
消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	410,000	420,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	540,000	560,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	700,000	730,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	920,000	960,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	1,040,000	1,090,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	1,600,000	1,660,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	1,820,000	1,900,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	2,030,000	2,120,000
特定屋外タンク貯蔵所の溶接部検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	490,000	530,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	630,000	680,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	990,000	1,030,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,310,000	1,410,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	1,720,000	1,780,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	3,320,000	3,430,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	4,060,000	4,190,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	4,650,000	4,800,000
特定屋外タンク貯蔵所の岩盤タンク検査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	9,100,000	9,320,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上 500,000k1 未満	12,400,000	12,600,000
同 貯蔵最大数量 500,000k1 以上	17,000,000	17,300,000
消防法第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	2,800	2,900
危険物の規制に関する政令第 35 条第 1 項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	1,800	1,900
消防法第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者試験 甲種危険物取扱者試験	5,000	6,500

同 乙種危険物取扱者試験	3,400	4,500
同 丙種危険物取扱者試験	2,700	3,600
消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査 特定屋外タンクの保安に関する検査 1,000k1 以上 5,000k1 未満	310,000	320,000
同 貯蔵最大数 5,000k1 以上 10,000k1 未満	430,000	460,000
同 貯蔵最大数量 10,000k1 以上 50,000k1 未満	720,000	750,000
同 貯蔵最大数量 50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000	1,020,000
同 貯蔵最大数量 100,000k1 以上 200,000 未満	1,210,000	1,300,000
同 貯蔵最大数量 200,000k1 以上 300,000 未満	2,950,000	3,150,000
同 貯蔵最大数量 300,000k1 以上 400,000 未満	3,620,000	3,870,000
同 貯蔵最大数量 400,000k1 以上	4,170,000	4,460,000
同 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 1,000k1 以上 400,000k1 未満	2,660,000	2,690,000
同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	3,190,000	3,230,000
同 500,000k1 以上	4,790,000	4,830,000
消防法第 17 条の 7 第 1 項の規定に基づく消防設備士免状の交付	2,800	2,900
消防法施行令第 36 条の 6 第 1 項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	1,800	1,900
消防法第 17 条の 8 第 3 項の規定に基づく消防設備士試験 甲種消防設備士試験	5,000	5,700
同 乙種消防設備士試験	3,400	3,800
<b>○火薬類取締法関係</b>		
火薬類取締法第 19 条第 1 項の規定に基づく運搬証明書の交付	2,400	2,100
<b>○質屋営業法関係</b>		
質屋営業法第 2 条第 1 項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	25,000	22,000
<b>○建築士法関係</b>		
建築士法第 4 条第 2 項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	18,000	19,200
建築士法第 13 条に基づく二級建築士又は木造建築士試験の実施	16,900	17,700
<b>○高圧ガス保安法関係</b>		

<p>高圧ガス保安法施行令第 18 条第 2 項第 3 号の規定に基づく高圧ガス保安法第 44 条第 1 項に規定する容器検査又は同令第 18 条第 2 項第 4 号の規定に基づく同法第 49 条第 1 項に規定する容器再検査</p> <p>繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係る容器検査又は容器再検査（内容積 1 l 以上 5 l 未満の容器 1 個分の額）</p>	180	160
<p>同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査（内容積 30 l 以上の容器につき、10 l 又は 10 l に満たない端数を増すごとの金額）</p>	4	3
<p>同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査（内容積 30 l 以上の容器 1 個分の基礎額）</p>	220	210
<p>同 高強度鋼容器（温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器、繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査（内容積 5 l 以上 30 l 未満の容器 1 個分の額）</p>	220	210
<p>同 その他の容器に係る容器検査又は容器再検査（内容積 1 l 未満の容器 1 個分の額）</p>	90	80
<b>○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係</b>		
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 9 項の規定に基づく運搬証明書の書き換え</p>	4,600	5,400
<b>○銃砲刀剣類所持等取締法関係</b>		
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 6 条第 1 項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査（同時申請の場合）</p>	1,600	1,800
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 7 条第 2 項の規定に基づく許可証の再交付</p>	2,200	1,900
<b>○道路交通法関係</b>		
<p>道路交通法第 51 条の 13 第 1 項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</p>	2,000	1,800
<b>○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係</b>		

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第3項において準用する同法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	19,000	17,000
<b>○砂利採取法関係</b>		
砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	37,700	33,900
砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	17,000	15,000
<b>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係</b>		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	(新規追加)	147,000
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	(新規追加)	134,000
<b>○警備業法関係</b>		
警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	2,000	1,800
警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	2,000	1,800
<b>○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係</b>		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の規定に基づく認定の申請に対する審査	13,000	12,000
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	1,900	1,700
<b>○使用済自動車の再資源化等に関する法律関係</b>		
使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条に基づく破砕業の範囲の変更に対する審査	75,000	67,000
<b>○探偵業の業務の適正化に関する法律</b>		
探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	1,500	1,600

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	1,000	1,100
-------------------------------------------------	-------	-------